

専決処分の承認を求めることについて

平成 24 年度大磯町一般会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 24 年 9 月 3 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

専 決 処 分 書

平成 24 年度大磯町一般会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり専決処分する。

平成 24 年 8 月 21 日

大磯町長 中 崎 久 雄

理 由

町内に事業所を有した法人が、平成 20 年に移転価格税制に基づく法人税の更正処分を受け課税されたが、この措置に対する申し立てを行った当該法人と東京国税局との協議が整い、東京国税局が法人税等を減額する更正を行ったことから、本町の法人町民税を更正し、還付加算金を付して返還する必要性が生じた。特に緊急を要するため議会を召集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

(別紙)

平成 24 年度大磯町一般会計補正予算 (第 3 号)

平成 24 年度大磯町の一般会計補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 48,680 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,358,949 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
18	繰入金	333,538	48,680	382,218
	2 基金繰入金	333,535	48,680	382,215
	歳入合計	9,310,269	48,680	9,358,949

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	1,189,454	48,680	1,238,134
	2 徴税費	148,179	48,680	196,859
	歳 出 合 計	9,310,269	48,680	9,358,949